

第12期第2回町田市福祉有償運送運営協議会 議事要旨

<開催日時> 2025年1月16日(木曜日)午後2時から午後3時まで

<場 所> 会議室(町田市庁舎3階 防災情報指令室2)

<開催方法> リモート併用開催

<委員> 欠席●

《会長》	島津 淳	桜美林大学名誉教授
《職務代理》	藤井 直人	リハビリテーション工学研究者
●	山崎 龍男	小田急交通南多摩株式会社
●	大庭 洋平	飛鳥交通カンツリー株式会社
	木村 正之	町田タクシー協議会
	石井 章夫	NPO法人町田ハンディキャブ友の会 理事長
	堀留 辰子	福祉有償運送利用者
	柚木 昌和	市民
	佐藤 義尚	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送担当) ※代理出席
	桑原 康二	地域福祉部障がい福祉課長
	江藤 利克	いきいき生活部介護保険課長

<事務局>

金子 和彦	地域福祉部福祉総務課長
太田 耕平	地域福祉部福祉総務課担当課長
土方 智	地域福祉部福祉総務課
白井 真央	地域福祉部福祉総務課
大川 紗代	地域福祉部福祉総務課
大橋 隆晃	地域福祉部福祉総務課

<傍聴人> なし

1.議事次第

1 開会

2 報告事項

- (1)東京運輸支局からの情報提供
- (2)町田市福祉有償運送事業者四半期報告
- (3)タクシー料金の比較及び町田市の移動制約者の状況について

3 協議事項

- (1)道路運送法第79条登録更新の協議について
 - ・特定非営利活動法人 福祉開発研究センター
- (2)道路運送法第79条登録更新と利用料金変更の協議について
 - ・特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会

4 閉会

添付資料一覧

【配布資料】

- ・次第
- ・資料1 道路運送法許可又は登録を要しないガイドライン
- ・資料2 介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所の送迎業務の効率化及び地域交通との連携について
- ・資料3 町田市福祉有償運送事業者 四半期報告一覧
- ・資料4-1 協議する事業者の利用料金一覧及びタクシー料金との比較
- ・資料4-2 町田市の移動制約者の状況について(当日配布)
- ・資料5 第12期第2回町田市福祉有償運送運営協議会協議資料

【参考資料】

- ・第12期町田市福祉有償運送運営協議会委員名簿

事務局	1 開会 人事異動に伴い、委員が変更になりましたのでお知らせします。まず、「関東運輸局 東京運輸支局 輸送部門 首席運輸企画専門官の鎌塚(かまづか)委員」に代わりまして、「首席運輸企画専門官(輸送担当)」の「佐藤 義尚(さとう よしひさ)委員」でございます。なお、本日は代理で「山口(やまぐち)様」にご出席いただいております。 次に、人事異動に伴い「町田市地域福祉部障がい福祉課長の金子委員」に代わりまして、「桑原委員」でございます。 よろしくお願いいたします。
会長	2 報告事項 (1)東京運輸支局からの情報提供 まず、次第の2、報告事項、(1)東京運輸支局からの情報提供について、東京運輸支局より報告をお願いします。
A 委員	資料1、道路運送法許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて説明します。当支局の方に自治体や一般の方から、輸送サービスを行う際に許可または登録が必要なのかという問い合わせがあります。これまでは判断材料になる通達又は事務連絡が事例に応じてその都度発出されていましたが、事例が広範囲に渡り非常にわかりづらい状態になっていたため、今回の通知で一本化しました。 無償によるボランティア輸送は、ガソリンなどの実費の範囲であれば許可、登録は不要という基本的な考え方は変わりません。商店や、観光スポットなどへの立ち寄りが伴う宿泊施設、介護施設などへの付随送迎や、運送に対する反対給付がない場合におけるツアー、ガイドに係る付随送迎についても許可や登録は不要です。また、運送サービスの有無で金額が変わるとしてもガソリン代などの実費の範囲で収受可能な場合等であれば、許可、登録は不要などの事例が追加となっています。 しかし、掲載されている各事例は具体例と言いつつ具体的ではなかったり、あいまいな表現になっているところがあるため、判断に苦慮する

場合が出てくると思います。その際は、当支局までお問い合わせください。

また、資料1に付随する形で資料2の介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所の送迎業務の効率化及び地域交通との連携についても説明させていただきます。当通知では介護サービスと地域交通との連携について記載しています。内容に関しては最後のページに記載されている関東運輸局の交通企画課の方に問い合わせをお願いします。4ページの6番に先ほどお話しした資料1について記載がされています。

次に、令和6年9月末の3点の法改正について、口頭とはなりますがお話させていただきます。1点目、福祉有償運送における旅客については、道路交通法施行規則にて他人の介助によらず移動することが困難であるかつタクシーその他公共交通機関を利用することも難しい人と定義していますが、対象の明確化のために「医師や福祉、介護の専門職が判断したものを含む」という文言が新たに明記されています。

2点目、福祉有償運送において、1度に複数の旅客を運送する場合、運営協議会にて事前の協議が必要でしたが、実施団体の判断によってできるようになりました。しかし、実施するにあたっては運賃料金の設定が必要となり、その設定には今まで通り協議会にて協議が必要になります。そのため、実務的にはあまり変わらないと思われます。

3点目。更新登録時の協議方法の見直しについてです。更新期間のみの変更で登録の有効期間中に重大事故等の問題が発生していない場合、さらに自家用有償運送の運送条件や、当該地域の公共交通を取り巻く状況が大きく変わらない場合、各委員に更新内容を周知して、一定期間異議がない場合に関しては、協議が整ったものとみなす意見公募形式を原則とすることが明確化されています。この内容は、前回の4月末の法改正では「やってもよい」という記載でしたが、9月末には「原則とする」というより強い記載に変更になっています。今すぐの話ではありませんが、事務局の運営として、対面なのか書面開催なのか等の判断の相談や意見公募方式の導入に係る流れ等については当支局に適宜ご相談いただければと思います。

最後に、自家用有償旅客運送の市長判断プロセスの導入についてお話させていただきます。これは令和6年4月末付で法改正されました。2か月の期間内に、当該協議会や地域公共交通会議で輸送サービスについて実施するという結論に至らなかった場合には、会議を主催している

	市町村長または都道府県知事が、自らの責任において自家用有償旅客運送の導入の是非について最終的な判断ができます。 一部の市町村において設置要綱を改正する等導入されてきています。国としても導入状況を調べている段階です。現在も導入されていない市町村が多数あり、都内においてもどこも導入していません。運輸局としても、協議会等への出席時など、機会を見つけてお話していきたいと考えています。 事務局には共有済みですが、次回の協議会時や必要に応じて書面開催等を活用していただき、要綱改正の手続きを進めていただけると幸いです。町田市は、福祉有償運送とは別で交通空白地の有償運送を行っている団体もいます。そのため、それに関しては交通事業推進課にも共有しています。
会長	ありがとうございました。何か運輸支局に対して質問がある人はいますか。
B 委員	相乗りについて、実施については団体側の判断だという話が出ましたが、運賃に関しては協議会にかけるとあるという話でした。あまりないのですが、たまたまそうなった場合を踏まえて協議会にかけないといけないのでしょうか。
A 委員	実施に当たり複数乗車を前提でやる団体はほとんどいないと思いますが、本来やる可能性がある場合には、運賃料金について事前に協議を整えて適用するのが望ましいです。ただ、結果的にやった場合には、事後的に報告事項等で上げるようになります。また、今後に同じようなケースが想定される場合には、事前に料金を設定していただくのが望ましいです。
会長	首長判断プロセスについての要領改正について、事務局から何かありますか。
事務局	市長判断プロセスについては、次年度以降開催予定の協議会にて協議予定です。書面開催も可能とのことだったので開催方法については検討し、改定案を提示させていただきます。

会長	(2)町田市福祉有償運送事業者四半期報告 では、続いて(2)町田市福祉有償運送事業者四半期報告について、事務局より報告をお願いします。
事務局	町田市福祉有償運送事業者の四半期報告について、報告します。資料3をご覧ください。2022年度から2024年度第2四半期までの町田市における福祉有償運送の事業者別の報告一覧です。昨年度の同時期に比べ、会員数、運行回数ともに増加しています。
会長	何か質問はありますか。 (質問なし)
会長	では、続いて(3)タクシー料金の比較及び町田市の移動制約者の状況について、事務局から報告をお願いします。
事務局	まず資料4－1をご覧ください。資料4－1は、今回協議対象であります、福祉開発研究センターと日本アビリティーズ協会の1運送当たりの利用料金の平均と、同一距離を運行した場合における、多摩地区のタクシー料金に換算したものと比較を記載しています。どちらの事業者の利用料金もタクシー料金の8割以内に収まっていることをご報告します。 次に、資料4－2をご覧ください。町田市の移動制約者の状況についてです。「道路運送法第79条」に規定する登録及び「道路運送法第79条の6」に規定する有効期間更新の登録を受けるにあたり、公共の福祉を確保するために福祉有償運送の必要性があるか協議するため、町田市の移動制約者の状況、福祉車両の運行状況などの現状について報告します。 1では、町田市全体の人口推移をまとめています。現在は人口約 43万人に対し、高齢者は約12万人です。今後の推計において人口は減少する一方で、高齢者は増加しており、2040年には人口の約35%を占めます。加齢に伴い、身体の不調等が増えることから、今後、移動制約者

の数は増加することが考えられます。

次に2町田市における要支援・要介護認定者と障害者手帳所持者の状況についてです。以下の表をご覧ください。要支援・要介護認定者数の合計が 24,688。うち施設介護サービス受給者数が 2,878 となっております。前年2023年3月末は23, 508だったので、前年比 2.9%増となっております。町田市における要支援・要介護認定者数は年々増加しています。また、認知症高齢者においては、判断能力の低下により、公共交通機関が利用できないケースが考えられます。

次に、障害者等手帳所持者数についてです。障害者手帳所持者数は重複ありで 21,311、うち1, 2級は10, 536となっております。前年、2023年3月末では21, 199となっており、前年比で0. 5%増となっております。町田市における障害者手帳の所持者数についても前年度に比べ増加しています。車椅子等を使用する肢体不自由者は障がい別で見ても多くを占め、車椅子のままで利用が可能なりフトやスロープなどの設備が整った福祉車両が必要です。

次に、3 町田市における福祉有償運送等に係る旅客の移送状況です。町田市の福祉移動サービスの状況は、介護タクシーについては38事業者、車両数が54台、福祉有償運送においては、6事業者、23台となっているため、合計で44事業者、77台となっています。

福祉有償運送事業者の活動状況については、2023年度実績報告書より、資料のとおりとなっています。町田市における福祉輸送の供給は減少が続いています。

次に、共同配車センターの活動状況です。合計車両数12台、会員数が531 名。年間運行回数が3, 495件となっております。共同配車センターにおける会員数は年々増加しており、2022年度に比べ会員数は23名増加しました。合計が会員数・運行回数は年々増加しており、福祉輸送の需要が増えていることが考えられます。

続きまして、4 福祉有償運送の必要性についてです。前年度の協議

会において数字での根拠がほしいというご指摘をいただいていたので、地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査報告書を参考にし、できる限りのデータで推計の数字を算出しました。

福祉有償運送の対象者となる移動制約者は以下の通りです。また、町田市の福祉輸送サービスの利用対象者について、以下のとおり算出いたしました。

町田市の移動制約者数の推計＝種類・等級別利用対象者数×推計移動制約者率＋要介護・要支援度別利用対象者数×推計移動制約者率＋その他の移動制約者の利用対象者数×推計移動制約者率。

この式は、「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査 報告書」を参考としています。推計移動制約者率については、福祉のまちづくりに関するアンケートにおいて、元気高齢者、要支援・要介護者、障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、「外出の際、補助具や介助の方等を必要としますか？」という質問をしたところ、「必要ない」と回答した人以外の人の割合です。

町田市の推計移動制約者数は以下の表の通りです。要介護・要支援の推計移動制約者数の合計は16,751名。障害者手帳をお持ちの累計移動制約者数は合計で11,833名となっており、両者を足すと町田市の推計移動制約者数は28,584人となっています。

町田市の福祉輸送サービスの利用が想定される推計利用対象者数をAと置きます。

$28,584(\text{町田市の推計移動制約者数}) \times 0.07(\text{町田市福祉輸送サービス利用率} + \text{介護タクシー利用率}) = 2,000$ となります。

Aが1日に必要な車両台数の推計として、 $A \times 2$ 回(必要外出数を週2回と仮定して計算) $\times 2$ 回(往復分) $\div 7$ 日 $\div 5$ 回(1台につき可能な1日のトリップ数を5回と想定して計算) $= 228$ 台となります。

町田市の福祉輸送サービスの車両台数が、先ほど説明させていただいた通り77台となっております。

需要と供給の比較に関して、Aが1日に必要な車両台数の推計228台

	が需要と捉えた時に、町田市の福祉輸送サービスの車両台数が77台となっているので、供給よりも需要の方が多くなっている状態になっています。需要として228台という数字が出ましたが、利用者の中に障害者手帳所持者と要支援要介護認定の重複や、家から出ない方などのバックボーンまで計算しきれてない部分がありますので、参考としてご覧いただければと思います。上記計算式にて市内の移動制約者からの需要推計に対する供給が足りていないことを踏まえると、福祉有償運送による支援は供給を維持するためにも必要であると考えられます。 説明は以上となります。
会長	ありがとうございます。何か質問がありましたらお願いします。
C 委員	3ページ目の最後に共有は減少が続いていますと記載がありますが、次のページでは会員数は23名上昇しましたとなっている。これは矛盾しているのではないかというのが1点目です。 もう1点が町田市の移動制約者数の推計が28,584人となっていますが、それにかけている0.07という数字はどうやって算出した数字でしょうか？
事務局	3ページ目に記載しているのは、福祉有償運送事業者6事業者の各活動状況になります。2021年度までは8事業者いましたが、6業者になったという純粋に事業者数の数字の減というところで減少がしているということです。 4ページ目につきましては、町田市が補助事業で実施している、共同配車センター町田ハンディキャブ友の会が運行しているあいちゃん号と小田急交通南多摩が運行しているやまゆり号こちら2事業の運行状況について記載しております。こちらについては車両数等に変更はないのですが、会員数だけが、純粋に増えていて需要としては増えているというところで、供給は引き続き足りていないということです。
C 委員	供給が減少している、減少していくということにならないように市として指導していくべきではないかと思います。
事務局	今後市で取り組んでまいります。

	もう1点の5ページの0.07という数字についてですが、福祉のまちづくりに関する市民アンケートで、先ほど推計移動制約者率に挙げた対象の方が実際にどういった乗り物に乗っているかという項目で、福祉輸送サービスや介護タクシーを利用されていた割合が7%でしたので、その数字で計算をしたものです。
C 委員	町田市の防災無線で行方不明になっている高齢者の方をよく聞くが、その方たちの率というのは入っていますか。外出したいけど外出できない人たちのことだと思えますが。
事務局	アンケートに答えていただいた方の回答に基づいているので入っていません。こちらが手元に持っているデータで算出したため、細かいところまでは今回はできていないため、あくまで推計としてとらえてほしいです。
B 委員	5ページの最後に上記計算にて供給が足りないということで、福祉輸送などの支援は必要だと記載されています、2021年度に2事業者減ったかつ今この6事業者もいっぱいいっぱいかなと思います。今後それに代わる地域交通サービス等の支援もしていくのでしょうか。
事務局	支え合い交通のようにお金を取らないで運行している地域の支援サービスについては、交通事業推進課が主に取り組んでいます。そちらとも連携しながら、今後数字等も確認していきたいと思います。
C 委員	東京運輸支局の方がおっしゃっていたように、登録申請等必要ないとマルチに広げて移動制約者に対するアクセシビリティを上げていこうという方向にあるはずです。ところがこの資料では福祉有償運送の供給が減少していると出ています。これは課の担当業務間の矛盾なのか、日本の持っている独特の状況の矛盾なのかどうなのでしょう。
事務局	市の問題ではなく、全国的にお金を取らないで進める事業を進めている中で、福祉運送は福祉輸送のニーズに沿って進めています。アクセシビリティを向上しようとしている傾向と福祉輸送の供給が減っているという状況とどうして動きが分かれているのかというところまではこちら

A 委員	では分かりかねています。東京運輸支局さん状況等でわかることはございますか。 情報として聞いていただければと思います。今年度から交通空白を解消するための対策本部が、国土交通省がメインになって動いています。東京の中でも、各自治体の長宛に我々運輸支局や関東運輸支局等が出向かせていただいてその地域の交通の問題を伺ったあとは必要に応じて、こういう交通手段があればということをヒアリングさせていただいています。足りている地域もあるが、ドライバー不足やなり手不足で公共交通機関が不足しているところもあります。藤井委員がおっしゃっていたように、実費の範囲で行う輸送サービスについてNPO法人等がなり手になってくれたり、自治体が福祉有償運送だけでなく交通空白の有償運送の登録を受けて運行を目指す自治体も増えています。 3 審議事項 道路運送法第79条登録更新の協議について (1)福祉開発研究センター
会長	事務局から、事業者の申請書類について説明し、続いて事業者から補足等があれば説明をお願いしたい。
事務局	特定非営利活動法人福祉開発研究センターの申請資料についてご説明します。資料については、5ページから33ページが該当となっております。登録期間は2022年3月22日～2025年3月21日までとなっております。運送の区域は町田市全域、運送しようとする旅客の範囲としましては、「イ身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」、「二介護保険法第19条第一項に規定する要介護認定を受けているもの」となっております。事務局からの説明は以上です。
会長	事業者の方から補足説明等ありましたらお願いします。
事業者	補足はありません。

会長	それでは、事業者に対して、質問がありましたらお願いします。
C 委員	P32の身体状況等、態様ごとの会員数とあり、身体障害者1級の方が14名いらっしゃいますが、車椅子でなければ移動できない方は何人くらいいらっしゃいますか。
事業者	14人全員です。
C 委員	その場合は車椅子に乗ったまま車に乗るということですね。
事業者	乗ったままその車椅子を固定して移動するので、車椅子から移動しないといけない方は当団体にはいらっしゃらないです。
C 委員	車椅子は今、いろいろな種類があり苦労されていると思うが、固定はうまくできているのでしょうか。また、高齢者の方は小さい方が多く、身体障がいの方も固定が難しくてうまく安全ベルトがかからない方というのもいらっしゃると思うのですが、その場合はどうしていますか。
事業者	おっしゃられたように車椅子でも手動のもの、電動のもの、あと最近あるのはオーダーメイド型でその方専用の車椅子を使用している方もいらっしゃる、いろいろなタイプがあります。どこで固定するかについては、初めての方には事前に伺っています。どこで固定するのが安全で車椅子が壊れないかを確認するために構造を聞いています。シートベルトに関しては、斜めにかけるシートベルトはなかなか難しい方が多いです。胴回りにかけて固定するケースが多いです。また、車いすの方はご自身の体と車いすを固定している方がほとんどなので、それに車のシートベルトも添わせる対応が多いです。
A 委員	念のためのお伝えです。資料5ページで提出書類について案内していただいているが、更新登録の場合でもP33の登録証の原本を回収させていただきます。提出の際には忘れずつけてください。
C 委員	P26から、所属されている運転手さん結構多いと思いますが、定期的

事業者	な打合せや講習はされていますか？ 運転手は14名です。この福祉有償運送事業を行う団体を開始するにあたって、障がい当事者の理事長が移動に関して非常に困っていた経験があったため、正社員には全員に資格を取らせていることが運転手の多い理由です。ただ、14名登録をしているが、頻繁に運転している者と、登録だけで必要ある時のみ運転する可能性がある者と両方いるのが現状です。 安全教育としては、よく使っているのがJAFという雑誌に危険余地トレーニングというコーナーがあり、回し読んだりしています。どういうときにどういう危険がありうるのかというのを事前に考える癖をドライバーにつけてもらいたいという趣旨で行っています。
会長	他にありませんか。 (意見なし)
会長	それでは、全会一致で、当団体について更新協議が調ったこととします。 (2)日本アビリティーズ協会
事務局	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会の申請資料についてご説明します。資料については、34ページから89ページが該当となっています。運送の区域は横浜市、町田市、平塚市、大磯町となっております。運送しようとする旅客の範囲としましては、「イ身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」、「ハ障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者」「ニ介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者」「ホ介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者」「ヘ介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準(基本チェックリスト)に該当する者」「ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者」となっております。登録期間は2022年3月22日～2025年3月21日までとなっております。本日は更新登録の他に利用料金の改定も併せて協議

	させていただきます。事務局からの説明は以上です。
事業者	事業者の方から補足説明等ありましたらお願いします。
事業者	補足はありません。
会長	利用料金の改定についての資料はP88からでしょうか。
事務局	最後の方のページからになりまして、P84～となります。
会長	それでは、各委員の皆様から質問ございますか。
C 委員	単純な質問になります。180円を250円にしたいとのことですが、資料4をみると180円で平均の料金が2,250円となり、タクシー料金の8割に満たないですが、250円だと超えてしまいませんか。
事務局	P88に料金変更後の料金表を載せています。
C 委員	じゃあこれはタクシー料金の8割に収まっているってことで大丈夫でしょうか。
事務局	大丈夫です。収まっています。
C 委員	8割というのは大体で問題ないでしょうか。
A 委員	はい、大体の範囲で問題ありません。
会長	他にありませんか。 それでは、全会一致で、当団体について更新協議と利用料金変更の協議が調ったこととします。
会長	それでは本日の議事がすべて終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

	4 閉会
事務局	会長、進行ありがとうございました。最後に事務局から事務連絡がございます。
事務局	本日の配布資料として使用しました、資料5は個人情報が多く含まれております。会場参加の方は終了後に事務局が回収いたしますのでお持ち帰らず机の上に置いたままをお願いいたします。その他の資料につきましてはお持ち帰りいただいて結構です。リモート参加の委員の方についても、資料送付時に同封いたしました返信用封筒にて事務局までご返送ください。お忙しい中恐縮ですが、1月31日(金)までにご返送をお願いします。
会長	次年度はどういった予定となっているのでしょうか。
事務局	本日をもって、第12期の福祉有償運送運営協議会は終了となります。皆様のおかげで無事終了することができました。ご協力ありがとうございました。次回からは第13期となりますが、委員の選出に関してはまたご相談させていただく場合がございます。よろしくお願いします。それでは、本日の会議は終了となります。ありがとうございました。 以上